3月24日

○議長(湯之原一郎君) これから本日の会議を開きます。

(午後2時00分開議)

○議長(湯之原一郎君) 会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

〇議長 (湯之原一郎君)

日程第1、議案第13号 姶良市公有財産管理委員会条例制定の件

日程第2、議案第14号 姶良市公共施設再配置検討委員会条例制定の件

日程第3、議案第15号 姶良市行政組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

日程第4、議案第16号 姶良市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例制定の件

及び

日程第5、議案第17号 姶良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件までの5案件を一括議題とします。

○議長(湯之原一郎君) 総務常任委員長の報告を求めます。

〇総務常任委員長(神村次郎君) 登 壇

皆さん、お疲れさまです。

議案第13号 姶良市公有財産管理委員会条例制定の件、議案第14号 姶良市公共施設再配置検討委員会条例制定の件、議案第15号 姶良市行政組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件、議案第16号 姶良市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例制定の件、議案第17号 姶良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件。

ただいま議題となりました、議案第13号 姶良市公有財産管理委員会に関する条例制定の件、議案第14号 姶良市公共施設再配置検討委員会条例制定の件、議案第15号 姶良市行政組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件、議案第16号 姶良市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例制定の件、議案第17号 姶良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件について、審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、3月4日、19日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。 はじめに、議案第13号 姶良市公有財産管理委員会に関する条例制定の件について報告します。 現在、市では、公有財産を処分する場合は、公有財産処分委員会において、その処分の可否につい て外部委員の意見を聴取し、当該処分の適正かつ円滑な執行に努めているところです。

市が所有する公有財産の適正処分及び未利用地等の有効活用と、新たな財源確保の観点から、処分、貸し付けなどを積極的に推進する必要があります。市民共有の財産を資産経営の観点から調査、審議するために、公有財産の経営管理に専門的な知識を有する者で組織する委員会を設置するものです。質疑の主なものを申し上げます。

質疑、公有財産管理委員会の委員は、経営管理に関し、専門的な知識を有する方々で組織する委員会を設置するとのことだが、委員の内訳はどうなるのか。答弁、公有財産処分委員会のメンバーをそ

のまま引き継ぐ予定ですが、今後は、税理士、司法書士などについても検討していきたいと考えています。

質疑、公有財産を処分して、財源対策を図ることが目的だと思うが、公共用地のストックの管理など、土地利用について、ある程度、先を見越した計画が必要ではないか。答弁、財産の状況については、現在、固定資産台帳を整備中ですが、資産の有効活用方策については、処分検討地・継続保有地・事業予定地などの基準、分類を定めた基本方針を定めていく中で検討していくこととしています。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第13号 姶良市公有財産管理委員会に関する条例制定の件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

では次に、議案第14号 姶良市公共施設再配置検討委員会条例制定の件について、審査の経過と結果を報告します。

老朽化が進む本市の公共施設を、将来にわたり、持続可能な量と質へ転換を図る必要があります。 適正な公共施設配置の実現のための方針を示した公共施設再配置基本計画を策定するものです。

中・長期的な観点から調査、審議するために、施設の経営管理に専門的な知識を有する者で組織する公共施設再配置検討委員会を設置するものです。

特に報告するような質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第14号 姶良市公共施設再配置検討委員会条例制定の件については、全会一致で 原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 姶良市行政組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について、審 査の経過と結果を報告します。

平成26年12月定例会で議決した、姶良市部設置の一部改正による組織機構再編を、平成27年度から実施するため、所要の改正を行うものです。

内容は、男女共同参画推進審議会の所管課を「企画政策課」から「男女共同参画課」に、交通安全 対策会議及び安全・安心まちづくり推進協議会の所管課を「危機管理課」から「男女共同参画課」に、 健康づくり審議会及び予防接種健康被害調査委員会の所管部を「市民生活部」から「保健福祉部」に、 子ども子育て会議の所管課を「児童福祉課」から「子育て支援課」にそれぞれ移管するものです。 質疑の主なものを申し上げます。

質疑、生活安全係は、男女共同参画課になじむのか。答弁、関連のある行政対象暴力、窓口の安全 対策、生活相談、消費相談などの警察との情報のやりとりが、非常に重要になってきています。また、 交通安全は、危機管理ではなく、市民の生活安全部門の一部として、市民生活部の所管としたいと考 えます。その中で、男女共同参画とも関係のある生活安全係の仕事の内容を、市民生活部男女共同参 画課の中で連携をとってやってもらうということで、今回の配置となりました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第15号 姶良市行政組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 姶良市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例制定の件について、 審査の経過と結果を報告します。

本市においては、合併前から、3町で行政改革に基づいて、定員適正化計画が進められてきました。 一方では、行政ニーズの多様化などにより、業務量が増大し、臨時職員を任用することで対応してき ました。厳しい財政状況の中で、今後、さらに進む職務の複雑化や、多様な市民ニーズに的確に応えるためには、より柔軟な業務執行体制の構築が必要であり、そのために、臨時・非常勤職員の任用に関し、条例・規則等によって規定するものです。

内容は、任用期間、報酬、通勤経費、休暇制度など、条例に基づく規則を27年7月中に制定し、8月中に公布予定です。

質疑な主なものを申し上げます。

質疑、条例を逆手にとって、圧力をかけることなどは想定されないのか。答弁、条例に位置づけるということは、臨時職員についても、正規職員と同様に職員として位置づけることになります。正規職員とバランスをとりながら、働く上での権利を尊重し、不当なことにならないようにしていきたいと考えています。

質疑、地方公務員法第17条、適用の対象者としては、国家試験を受けておられる保健師、保育士などの高度な有資格者を対象者として捉えているが、この職種について詳しい説明を求める。答弁、17条の一般職非常勤職員ですが、国家資格を持った専門的な職種のみではなく、図書館司書、幼稚園教諭、保育士、消費生活相談員など、多岐にわたります。17条の一般職非常勤職員と、22条の臨時的任用職員については、任用の形の違いによる区分という捉え方で理解いただければと思います。

質疑、3月中に条例を上程し、規則は、臨時職員や正規職員と共用しながら決めていくということだが、規則の内容がはっきりしないまま条例を議決してよいのか。9月に条例と規則を上程したほうがよいのではないかと考えるが、どうか。5条第1項で「一般職非常勤職員は再度任用できる」としているが、再度の任用の連続によって、雇いどめは定めないと理解してよいか。答弁、同時に出すべきではないかという意見については、通常であれば、明確に準備して出すこともあり得ますが、今回については、現在、働いている臨時職員さんもいらっしゃることから、そこに周知期間、準備期間を十分にとらなければスムーズな移行ができないことから、28年施行を計画したところです。今回は基本を定め、規則は上半期をめどに固めながら、スムーズな移行を図るため、このような形をとったところです。現在は、再度の任用については、5年間という上限をもって運用してきていますが、これについては、広く市民に就労の場を提供するという別の観点からの考え方も含め、運用してきたところです。現在のところ、新たな制度では、再度の任用の回数の上限を定めることは考えていません。ただ、常勤職員の定年の上限が60歳であること、再任用の上限が65歳ということから、今後、バランスを考え、検討したいと考えています。

その後、討論に入り、次のような討論がありました。

賛成討論、現在、民間、公務を問わず、いわゆる非正規職員の賃金、労働条件などの処遇の劣悪さが社会問題化しています。市役所には、400人を超える非正規職員が雇用されています。この非正規職員の処遇を条例、規則で規定し、市民にも明確にしていくことは、時代に即したものと言えます。提案された条例の第10条で、1時間当たりの報酬額を規定していますが、正規職員の1時間当たりの単価についても、労基法に基づくものとなるよう、自治省も通知を出しているところであり、条例の検討にあたっては、同時に検討すべきです。最後に、社会保障の使用者負担をしないために、勤務時間を決めるといった、ブラック企業のような対応はないと考えますが、一般職非常勤職員が安心して働ける社会保障の適用を要請し、賛成討論とします。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、議案第16号 姶良市一般職非常勤職員等の任用、 勤務条件等に関する条例制定の件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第17号 姶良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件について、審査の経過と結果を報告します。

今回の改正の主なものは、議案第14号の姶良市公共施設再配置検討委員会の委員の報酬額、大学教授を日額1万8,000円、大学教授以外の者を4,400円に規定するものです。

また、外国語指導助手、国際交流委員、障害者自立支援審査委員については、現在、就任していないので削除します。なお、今後これらの役職について配置する必要が生じた場合には、その他の特別非常勤職員の項に基づき、月額41万円以内、または日額1万5,000円以内で、市長が定める額を適用し、任用することとなります。

特に報告するような質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第17号 姶良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件については、 全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑は1件ずつ行います。

まず、議案第13号 姶良市公有財産管理委員会条例制定の件について質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。
- 〇議長(湯之原一郎君) 次に、議案第14号 姶良市公共施設再配置検討委員会条例制定の件について 質疑を行います。質疑ありませんか。
- ○8番(田口幸一君) 先日の全員協議会の資料で説明があったことについて質疑をいたします。

まず、この概要版の1ページに「公共施設の多くが建築してから30年以上経過して」というくだりがございます。それから、この概要版の6ページに、財政状況として「施設の更新ピーク時には、年40億円を超える更新費が必要となる」というふうに書いてございますけど、このようなことについては、議論はなかったものでしょうか。あったらそれをお知らせください。

- **〇総務常任委員長(神村次郎君)** マネジメント白書に関する内容についての質疑はございませんでした。
- **〇議長(湯之原一郎君)** ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。
- **〇議長(湯之原一郎君)** 次に、議案第15号 姶良市行政組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例 制定の件について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。

〇議長(湯之原一郎君) 次に、議案第16号 姶良市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する 条例制定の件について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。
- 〇議長(湯之原一郎君) 次に、議案第17号 姶良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の 件について質疑を行います。質疑ありませんか。
- **〇8番(田口幸一君)** 今、17号ですね。17号のこの3ページのところで……。(発言する者あり)条 例のここに附則としてついていますよ、この2枚紙で。(発言する者あり)はい。

それで、私が質疑したいのは、この3ページの上から4行目に「産業医、日額2万円」となっておりますが、この産業医の方は、1年に何回勤務するのか、また、過去の実績はどのようになっているのか、これが委員会でどのように審査されたのですか。

- ○総務常任委員長(神村次郎君) 議案に上程された、改正をしようとする条例の内容以外についての 議論はしませんでした。
- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- ○議長(湯之原一郎君) これより議案処理に入ります。議案処理につきましては、1件ずつ処理して まいります。

議案第13号 姶良市公有財産管理委員会条例制定の件について討論を行います。討論ありませんか。 まず、原案に反対の者の発言を許します。

○11番(小山田邦弘君) 本案に反対の立場で討論をいたします。

先日の質疑の場面で確認をさせていただきましたが、本案は、地方自治法238条で規定する、特許権、著作権、商標権等、知的財産分野を含んでおりません。仮に、このようなことで公有財産で問題が起きた場合、効力を発揮するものではない。

それから第2点目、本議会におきましても、本市は、6次産業化を強く推し進めようとしております。これは、農産物、それから特産品も含めたブランド化、さらには、地域のブランド化を進めるものと考えますが、ここで知的財産権を保障しないということは、主要施策との整合性がないものと思われます。

第3に、これをこのまま通してしまうということは、公共施設再配置計画など、目前の事業に対する、環境整備のための条例というふうに受けとめられかねません。ある意味、行政のための条例整備となってしまう可能性があります。

そういった意味では、協商的な公有財産としての概念を持つ本条例に反対をいたします。

○議長(湯之原一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) これで討論を終わります。
- O議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員 長の報告は原案可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立多数です。議案第13号 姶良市公有財産管理委員会条例制定の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 議案第14号 姶良市公共施設再配置検討委員会条例制定の件について討論を 行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 「替成者起立」
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第14号 姶良市公共施設再配置検討委員会条例制定の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 議案第15号 姶良市行政組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- O議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員 長の報告は原案可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 「替成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第15号 姶良市行政組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。
- **〇議長(湯之原一郎君)** 議案第16号 姶良市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例制 定の件について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。
- **〇7番(神村次郎君)** 反対討論はありませんでしたが、この条例と、そして規則が整備をされることによって、市役所で働く400人を超える非常勤の職員の人たちの労働環境の改善につながる、そういった意味で、賛成討論をしたいと思います。

現在、民間、公務を問わず、いわゆる非正規職員の賃金、労働条件などの処遇の劣悪さが社会問題 化をしています。市役所には、400人を超える非正規職員が雇用をされています。この非正規職員の 処遇を条例規則で規定し、市民にも明確にしていくことは、時代に即したものと言えます。

提案された条例の中で、第10条で、1時間当たりの報酬額を規定していますが、正規職員の1時間当たりの単価についても、労基法に基づくものとなるように、自治省も通知を出しているところであります。条例の検討にあたっては、同時に検討をすべきであります。

最後に、社会保障の使用者負担をしないために、勤務時間を決めるといったような、ブラック企業のような対応をしない、そのようなことはないと考えますが、一般職非常勤職員が安心して働ける社会保障の適用を要請をし、賛成討論とします。

〇議長(湯之原一郎君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(湯之原一郎君) ほかに討論ありませんか。
- ○19番(吉村賢一君) 賛成の立場で討論します。手短にお話しします。

現在、いわゆる臨時職員については、非常に不安定な状態があります。有資格者でありながら、最長5年で首切りに遭うという状況があります。今回のこの条例によって、この処遇の改善、あるいは任用の上限を定めないという形ができるということは、非常によいことであります。一歩、待遇改善が前進するということでもって、賛成討論といたします。

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) これで討論を終わります。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案16号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第16号 姶良市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等 に関する条例制定の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。
- **〇議長(湯之原一郎君)** 議案第17号 姶良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。

- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第17号 姶良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

〇議長 (湯之原一郎君)

日程第6、議案第20号 姶良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の件

日程第7、議案第21号 姶良市介護保険条例の一部を改正する条例の件

及び

日程第8、議案第23号 姶良市スポーツ推進審議会条例制定の件までの3案件を一括議題とします。

○議長(湯之原一郎君) 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〇文教厚生常任委員長(萩原哲郎君) 登 壇

ただいま議題となりました、議案第20号 始良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、議案第21号 始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件及び議案第23号 姶良市スポーツ推進審議会条例制定の件について、審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、3月4日、6日、9日及び19日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

はじめに、議案第20号 姶良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について報告します。

介護保険法の一部改正及び介護保険法施行規則等の一部を改正する条例の施行に伴い、関連する条例等を改正するものです。市に指定権がある、地域密着型サービス等の事業実施にあたり、国が定める運用基準が今回改正されたため、関連する4本の条例の改正が必要になったものです。

施行日は、平成27年4月1日、市の条例改正案については、今回の改正は、医療介護総合促進法及び介護報酬改定にあわせた基準省令の見直しであるため、国の基準と同様の内容としたものです。 質疑な主なものを申し上げます。

質疑、小規模多機能型居宅介護について、登録人数が25人から28人にふえるということだが、サービス提供する側についての人員の改正はないのか。ないとすれば、現場で働く人は大変だと思うが、サービスの質の低下についてのチェックはどうなっているのか。答弁、今回改正には、サービス提供側の人員についての改正はありません。現行の人員基準が最低基準となっていますので、サービス提供に余裕があればふやせるということになっています。支障のない範囲で定員をふやすことができる改正になっています。サービスの質については、外部の評価が入ることで、質の低下へのチェック機能はあると考えます。地域密着型のサービスについては、2年に1回の実施指導を行っており、集団

指導を年に1回は行っていますので、質の維持を図っていきます。

以上、質疑を終結し、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、小規模多機能型居宅介護施設の登録定員、利用定員をふやし、認知症対応型共同生活介護施設のユニット数もふやすという条例改正です。両者にとっては利用しやすくなるが、事業所側にとっては、対応する条件整備が提案されていません。介護報酬が大幅に引き下げられますが、これらは事業所の経営を直撃して、介護職員の労働条件や介護サービスの後退につながっていくことが言えると思います。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、議案第20号 姶良市指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は、賛成多数で原案 のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号 姶良市介護保険条例の一部を改正する条例の件について報告します。

介護保険料は、所得金額に応じた段階設定により金額設定がされており、この段階は、国の定める標準段階をもとに各市町村で設定されることとされています。

平成26年度までの第5期は、国の標準が6段階とされていましたが、今回、9段階に見直されました。本市の第6期の所得段階を国の標準段階のとおり9段階として、段階ごとの所得基準額についても同様に、また、保険料額を策定する乗率についても、原則として国の標準乗率のとおりとするものです。

平成27年度から平成29年度までの第6期については、居宅サービス費等の顕著な伸びが予測され、29年度の介護給付費は、約67億にまで上昇する見込みとなっています。このため、介護給付費準備基金を取り崩し、保険料の上昇を抑制します。これにより、第6期の介護保険料については、月額4,340円を810円増額し、5,150円とするものです。

また、低所得層については、国の基準に従い、保険料算定の乗率を下げる軽減措置を講じることとするものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、平成27年度から29年度の被保険者数の伸びはどうなるのか。全体的に保険料が上がっているようだが、全ての人の保険料が上がるのか。答弁、平成29年度、2万2,713人、27年度、2万1,803を見込んでおり、910人の増となります。また、基準額が上がりますので、全ての段階について保険料が上がります。第1段階で保険料率は下がっていますが、年額で1,800円上がっています。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、今回の改定により、第1段階の保険料率は軽減されましたが、基準額が上がるため、全 ての所得段階において保険料が引き上げられているので、この議案には反対します。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、議案第21号 姶良市介護保険条例の一部を改正する条例の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第23号 姶良市スポーツ推進審議会条例制定の件について報告します。

平成23年に全面改正されたスポーツ基本法の第31条に、市町村は「地方スポーツ推進計画その他のスポーツ推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」と定められ、県内12の市で設置されています。

また、本市の総合計画の基本計画において、現状と課題、今後のスポーツ振興の方向性や具体的な施策、事業等が示されていますが、各種スポーツイベントは、旧町から引き継いだ形で現在も実施さ

れるものが多く、市全体を統一した大会でありません。

また、各地区に同じような体育施設が存在し、その施設建設の経過年数も古くなり、大規模な改修を必要とする施設も多数あります。

このようなことから、市全体で行うスポーツイベントの統一、安全・安心して利用できる施設改修 等の調査及び生涯スポーツ市民講座の拡充、年々減少しているスポーツ少年団への加入促進など、本 市が抱える課題等を含め、多様化する市民ニーズに応えるために、地方スポーツ推進計画を策定する ための調査審議をする審議会を設置するものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、目的となっているスポーツ推進計画について、策定にかかる期間はどのくらいを考えているか。策定後の展望はどうなっているか。答弁、推進計画の策定期間は2年程度を計画しています。その後の計画の推進については、平成32年には鹿児島国体も開催されますので、競技力向上やスポーツ少年団員の確保、協議の推進などを図っていきます。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第23号 姶良市スポーツ推進審議会条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これで文教厚生常任委員長の報告を終わります。
- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑は1件ずつ行います。

まず、議案第20号 姶良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。
- **〇議長(湯之原一郎君)** 次に、議案第21号 姶良市介護保険条例の一部を改正する条例の件について 質疑を行います。質疑はありませんか。
- **〇19番(吉村賢一君)** 9ページの上ですね、賛成、答弁がありますが、答弁の2行目、基準額が上がりますので全ての段階について保険料が上がります。第1段階で保険料率は下がっていますが、年額で1,800円上がっています。

これについてちょっとかみ砕いて説明をいただければわかりますが、わかりやすく説明をいただければと質疑します。

- **○議長(湯之原一郎君) 吉**村議員、委員長報告については、説明を求めるのではなくて、審査の経過 について質問を行ってください。
- 〇19番(吉村賢一君) じゃあ、改めます。

そのような論議があったかどうか、お伺いします。

- **○文教厚生常任委員長(萩原哲郎君)** すいません。もう1回質疑をお願いします。
- **〇19番(吉村賢一君)** 第1段階で保険料率は下がっていますが、年額では1,800円上がっています と、その辺についての審査、ありましたかどうかお伺いします。
- **○文教厚生常任委員長(萩原哲郎君)** 先ほど答弁した以外には、質疑の対象にはなっておりません。
- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) これで質疑を終わります。
- **〇議長(湯之原一郎君)** 次に、議案第23号 姶良市スポーツ推進審議会条例制定の件について質疑を 行います。質疑ありませんか。
- **O22番(上村 親君)** 先日も質疑をいたしましたけれども、このスポーツ基本法が23年に改正されたんですが、それからもう三、四年たつんですね。

この答弁にもございますように、平成32年には鹿児島国体が開催されます。そういったことを見越していくんであれば、もうちょっと早目にこの審議会の条例ができるべきだったと思うんですけれども、この国体にあわせて、今回、国体という名前が出てきているんですけれども、本年度にこういう条例を改正して、約2年間かけますと29年になるんですね。あと3年でこういう国体の選手を出すという、そういったことも考えられるんですけれども、これで果たして間に合うかなというふうに思うんですけども、そういった審査はなかったでしょうか。

- **○文教厚生常任委員長(萩原哲郎君)** そのことに対しても、一応、国体があるから急ぐっちゅうもの ごとはあったんですけど、中身については、詳しい内容の質疑はありませんでした。
- O議長(湯之原一郎君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(湯之原一郎君)** これで質疑を終わります。
- ○議長(湯之原一郎君) これより議案処理に入ります。議案処理につきましては、1件ずつ処理して まいります。

議案第20号 姶良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〇14番(堀 広子君) 議案第20号の姶良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について、反対の立場で討論に参加いたします。 小規模多機能型居宅介護施設の登録定員と利用定員がふやされております。また、認知症対応型共 同生活介護施設のユニット数を3ユニットまでふやすことは、多くの人が利用できるようになる点で、利用者にとっては評価できるものです。利用者がふえれば、事業所職員の仕事量もふえます。これまでと同等のサービスを提供するためには、人手をふやすか、職員一人ひとりがもっと頑張るしかありません。今回の議案は、事業の効率化を求め、現場で働く人の改善策は明確にされておりません。

一方、介護報酬は、2.27%大幅に引き下げられるため、事業所の経営を直撃し、そこで働く介護職員の労働条件、環境や介護サービスの質の低下につながります。厚労省は、処遇改善加算によって月1万2,000円程度の賃上げを見込んでいますが、介護で働く事務職員や理学療法士などは、対象外となっております。しかも、加算を得られるのは、職務に応じた賃金体系や研修の実施、子育て支援など、労働条件が整っている事業所だけであります。今でも、2割弱の事業所が加算を得られていないところに、条件の厳格化で加算を受けられない事業所がふえることも懸念されます。

また、利用者が減り、収入が落ち込んだ事業所は、職員給与を下げて、加算報酬で穴埋めすることも例外的に認められており、賃金アップの確実性が乏しいと言わざるを得ません。

これでは、介護サービスの質の低下や介護職員の人手確保に逆行することになります。介護報酬全体の底上げで、処遇改善を図ることを求めまして、反対の討論といたします。

- ○議長(湯之原一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。
- ○8番(田口幸一君) 先ほどの委員長報告から3点ほど取り上げてみます。

まず、この1ページの「今回の改正は、医療介護総合促進法及び介護報酬改定にあわせた基準省令の見直しであるため」という、これが第1点、それから同じく7ページの2点目ですね、下から2行目「支障のない範囲で定員をふやすことができる改正になっていること」、それから3点目ですが、8ページの「集団指導を1回は行っていますので、質の維持は図られる」ということで、この条例は、的確というふうに私は判断し、賛成いたします。

〇議長(湯之原一郎君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) これで討論を終わります。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案20号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立多数です。議案第20号 姶良市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決 されました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 議案第21号 姶良市介護保険条例の一部を改正する条例の件について討論を 行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○14番(堀 広子君) 姶良市介護保険条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。

第6期の介護保険料は、改正により、これまでの6段階から9段階に見直されます。保険料は、介護給付費準備基金の一部を取り崩し、引き上げを抑制しておりますが、第6期の介護保険料基準額保険料は、第5期の5万2,100円から6万1,800円となり、9,700円、18.7%の引き上げとなります。

第1段階の保険料率は、基準額の0.5から0.45に軽減されておりますが、基準額が上がるため、全ての所得段階で保険料が引き上げられております。

8段階は、本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上、290万円未満の人ですが、1万4,600円、7段階で120万円以上、190万円未満の人は、1万5,200円もの引き上げになります。介護保険制度は、65歳以上の高齢者がふえればふえるほど、保険料が上がる仕組みになっていることも大きな問題であります。

以上、申し述べ、反対の討論といたします。

○議長(湯之原一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) これで討論を終わります。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立多数です。議案第21号 姶良市介護保険条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。
- **〇議長(湯之原一郎君)** 議案第23号 姶良市スポーツ推進審議会条例制定の件について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。
- ○8番(田口幸一君) 先ほどの委員長報告にもございましたが、まず、姶良市には、現在、スポーツ 推進委員の方々が36名いらっしゃいます。それで、先ほどの同僚議員の質疑には、2020年に鹿児島 国体が予定じゃなくて開催されるということで、準備が着々と進んでおります。

それから、姶良市もスポーツ少年団が年々減少しているわけですけど、現在、51団体、845名のスポーツ少年団員がおります。このスポーツ少年団を支える指導者もなかなか厳しい状態にありますが、この姶良市スポーツ推進審議会条例が制定されますと、この36名おられるスポーツ推進委員の方々がそれぞれの役割を分担して、姶良市のスポーツの振興に働いてもらえると考え、この議案第23号に賛

成いたします。

〇議長(湯之原一郎君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) これで討論を終わります。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 「賛成者起立」
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第23号 姶良市スポーツ推進審議会条例制定の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

(午後2時55分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時04分開議)

〇議長 (湯之原一郎君)

日程第9、議案第25号 姶良市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件 日程第10、議案第26号 姶良市給水条例の一部を改正する条例の件

及び

日程第11、議案第27号 姶良市簡易水道事業等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例の件

までの3案件を一括議題とします。

〇議長(湯之原一郎君) 産業建設常任委員長の報告を求めます。

〇産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 登 壇

議案第25号 姶良市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件、議案第26号 姶良市給水条例の一部を改正する条例の件、議案第27号 姶良市簡易水道事業等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件。

ただいま議題となりました、議案第25号 姶良市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例の件について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、3月6日、9日、19日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査をしました。 水道事業の経営は、水道法で県の認可が必要とされており、姶良市の場合は、合併時の経営認可を 旧町ごとに受けていた関係で、この条例の第1条でも、今まで3地域ごとに事業の設置を規定してい ました。今回、水道料金等を統一するにあたり、県の認可も一本化する必要が生じたので、県に姶良 市水道事業の経営認可申請書を提出し、平成26年12月1日付で認可を受けました。その認可に基づき、 第1条に規定する事業も統一するものです。

給水区域は、改正前の3地域の給水区域を一つにまとめ、その中から給水区域の範囲が、大字の全域になるものと一部区域とに分けて表示しました。

給水人口の7万2,500人と1日最大給水量の3万3,900m³は、県の認可申請で目標年次を平成34年度として推計をもとにした数字です。平成25年度末の給水人口は、7万2,241人で、直近の1日最大給水量は、昨年7月16日の2万6,472m³です。

附則の施行日は、給水条例一部改正の施行日に合わせて、平成27年10月1日と考えています。 特に報告するような質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第25号 始良市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 姶良市給水条例の一部を改正する条例の件について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、3月6日、9日、19日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査をしました。 姶良市の水道料金と給水負担金は、合併前の地域ごとにそれぞれ異なっており、合併協議の際に 「5年以内に統一を図る」とされていたことを受けて、今回、給水条例等を一部改正するものです。

第33条の給水負担金は、住宅の新築などで、今まで水道を引いていなかったところに新しく水道を引き込んでメーターを設置するときの負担金で、別表第2に給水負担金の表がありますが、この表は、今まで消費税込みの表示になっており、反面、水道料金の表は消費税抜きで表示されていましたので、今回、給水負担金も水道料金に合わせ、消費税抜きの表示に統一することとして、第33条の条文で消費税の率を加えました。

次に、別表第1は、水道料金の算定表ですが、統一した新たな料金を設定しました。別表第2は、 給水負担金の表で、加治木の給水負担金の額に統一し、消費税抜きの額で表示しています。

附則の第1項は、施行期日で、水道利用者への周知期間やシステム改修を考慮して、平成27年10月1日と考えています。第2項は、経過措置で、10月の通常のメーター検針による水道料金は、旧単価で算定することを定めています。

先ほどの別表第1の水道料金につきまして、統一を図る新たな料金の詳細について説明します。

今回の料金統一にあたり発足しました検討委員会で、昨年8月27日の第1回検討委員会から12月まで毎月1回、合計5回にわたり検討され、25年度の水道料金の決算額に最も近くなった、差額が23万8,348円の第3案を採用しました。この表にある、今の第3案の料金単価をはじめ、工事用水、加治木地域の船舶給水及び私設消火栓の料金案と給水負担金の統一案、それに改定実施期日案について、検討委員会で同意されました。

一般世帯の平均的な水道使用水量の20 t の場合では、新しい料金が2,600円になり、姶良は今までよりも70円安く、加治木は310円高く、蒲生は10円安い差額になります。加治木は、ほとんどのところ今までよりも高くなり、一番高くなるところが30 t の360円です。

また、事業所など多く利用される40mmの比較では、加治木が今までより安くなり、姶良、蒲生は今までより若干高くなります。50 t 以降では、姶良は今までよりも450円高く、加治木は2,150円安く、蒲生は440円高い差額になります。これは、今までの加治木の基本料金が姶良、蒲生より高い設定になっていたことによるものです。

今回の水道料金の統一は、あくまでも、今までの3地域のばらつきをなくし、均衡を図ることが目的で改正されています。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、加治木は使用量によってかなり料金が上がることになるが、住民説明を行わなくてもよいのか。また、周知方法はどうするのか。答弁、今回は姶良市内の水道料金を統一する改正ですので、説明用の資料をつくり、10月までに各戸配布及びホームページでの掲載、検針時の案内も行う予定としており、加治木地区での住民説明会は予定していません。ただ、簡易水道については、姶良地区の変更額が大きくなりますので、ことしの1月から住民説明を行っています。

質疑、今回の料金統一について、市内の大口利用者である企業からの相談はなかったか。答弁、企業の方は、今回の統一により料金が大幅に上がると誤解されていましたが、例えば、姶良地区で40ミリのものについては、50 t を超えると、どんなに使っても現行との差額は450円の増ということになります。そのような説明を行っていますので、今のところ、企業からの意見や問い合わせはありません。

質疑、今回の条例改正については、市民に割のいい料金になったのか。低い料金に合わせることはできなかったか。答弁、料金の決定は、平成25年度決算の金額に近い額にするために検討しました。料金を低いところに合わせて下げてしまうと、将来的に赤字になり、結果的に水道料金を上げざるを得なくなります。20年程度は、この料金でできるというほうが市民の負担が平準化されるのではないかということで検討委員会委員へは提案しました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論がなく、採決の結果、議案第26号 姶良市給水条例の一部を改正する条例の件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 始良市簡易水道事業等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件 について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、3月6日、9日、19日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査をしました。 条例第27条の料金と第32条の給水負担金は、条文の改正は、上水道と同じ内容ですが、第33条の 事業負担金として、事業創設当時の受益者負担相当分にあたる額が、蒲生の簡易水道に規定されてお りますので、姶良市が経営する簡易水道事業の公平性を考慮し、今回廃止しようとするものです。

水道料金の別表第2では、改正前の加治木地域と蒲生地域の簡易水道の料金は、上水道と同じ金額で設定されており、また、姶良地域の簡易水道と飲料水供給施設の水道料金は、かなり安い設定になっていましたので、今回の上水道の統一に合わせて、簡易水道と飲料水供給施設の料金も、上水道の統一料金と同じ設定に統一するものです。給水負担金は、改正前も改正後も上水道と同じ額の設定です。

水道料金について説明いたします。13mmの消費税抜きの比較表で、姶良地域の簡易水道が今までかなり安かった関係で、上がり幅が大きく、20 t のところで1,300円から2,600円と、ちょうど倍の料金になり、それ以降も増加を続けるといった結果になっており、姶良の簡易水道と飲料水供給施設の現行料金は、極端に抑えられた設定になっております。10 t ごとに料金を見ても、大きな格差がありました。簡易水道や飲料水供給施設は、規模こそ小さいですが、水処理にはそれなりの手間がかかっており、老朽化による維持管理費の増加も、今後懸念されるところです。

姶良市の水道を利用される、全ての市民の方々に公平に負担していただくことが、今回の料金統一の大きな目的でありますので、簡易水道や飲料水供給施設を利用される方々も、同様に理解していた

だきたいと思います。

しかし、姶良地区の簡易水道と飲料水供給施設の利用者の方々にとっては、負担がかなり大きくなることから、検討委員会での要望でもありました、事前説明会をそれぞれの地区で開催しました。 質疑の主なものを申し上げます。

質疑、簡易水道について上水道と目的が違うが、料金改正について理解が得られたのか。答弁、1月から姶良地区を回って説明を行っています。旧姶良町時代は、福祉目的ということで上水道の半分程度に安くしていましたが、簡易水道については歳入約3,000万円に対して、歳出が約1億3,000万円で、かなりの赤字であり、説明会では「料金統一は仕方がない」「料金が統一されることで意見が言いやすくなった」などの意見をいただいています。

質疑、過疎化している地域なので激変緩和ということで、段階的に変更はできなかったか。答弁、 高齢の方はそれほど水を使用されないので、少ない使用量ではほとんど影響はありません。大きく影響があるのは、畜産農家などの多量に水を使う方で、特に今のところ、意見等はございません。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論がなく、採決の結果、議案第27号 姶良市簡易水 道事業等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件については、全会一致で原案のとお り可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これで産業建設常任委員長の報告を終わります。
- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑は1件ずつ行います。

まず、議案第25号 姶良市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〇8番(田口幸一君) 今、産業建設常任委員長の報告に基づきまして質疑を行います。

この水道料金の統一について、去る2月12日、全員協議会の資料にはこうなっています。今、いろいる報告されたことを踏まえて質疑を行います。

まず、この1ページは、今、検討委員会と何回も発表されましたが、これは、1番から11番目まで 1ページに書いてありますが、11人の検討委員会の方々がおられます。そして2ページには、今の検 討委員会の報告というのがありましたけど、この2ページには、昨年の10月16日金曜日、第3回検討 委員会が開催されております。これは、水道料金の設定で質疑、討議がなされております。そして、11月13日には、第4回検討委員会が行われ、ここで水道料金の設定、で、質疑、討議がなされております。

そこでお尋ねをいたします。この10月16日と11月13日の検討委員会での質疑、討議がなされておりますが、その内容はどのようなものだったか。今、委員長報告にも検討委員会の模様を報告されましたので、まずそれが1点。(「議長、休憩お願いします」と呼ぶ者あり)

〇議長(湯**之**原一郎君) 暫時休憩します。

(午後3時23分休憩)

○議長(湯**之**原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時24分開議)

- ○議長(湯之原一郎君) 田口議員、ただいまの発言を取り消されますか。
- **〇8番(田口幸一君)** はい、26号でいたします。
- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。
- **〇議長(湯之原一郎君)** 次に、議案第26号 姶良市給水条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑ありませんか。
- **〇8番(田口幸一君)** 先ほども述べたことは言いませんので、その後のことをつけ加えて質疑にかえ させていただきます。

3ページには、これは委員長の報告にも出てきましたが、水道料金改定、それから給水負担金改定、それから実施日も報告がありました平成27年10月1日から、ただし、水道料金については、一部を除き、平成27年11月検針分からということが書いてありますが、これはこのとおりだと思います。

先ほど質疑したことの検討委員会の、第3回検討委員会、第4回検討委員会で質疑、討議がなされておりますが、その内容はどのようなものだったですか。

委員会で、多分、委員長の報告にもありましたので……。議長、よろしいですか、続けて。

- ○議長(湯之原一郎君) 田口議員、続けてください。
- **〇8番(田口幸一君)** どのような審査があったか、どのような議論がなされたか、それを求めます。
- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** ただいま、田口議員から質問がございましたが、この水道料金を定めるにあたって、検討委員会がなされた10月16日、11月13日の分につきましては、内容的にほとんど、後で、原稿で読み上げましたとおりに決定されたような案件でありますので、このことにつきましては別に検討はしておりません。
- ○8番(田口幸一君) 検討はなされていないということですが、それでは、2回目の質疑を行います。この、今回、水道料金が統一されることによって、旧姶良地区、旧加治木地区、旧蒲生地区の方々の水道料金がまちまちになっていたということですが、今回、この条例案で統一されることによって、委員長の報告には、説明会も開いたということですが、そこでお尋ねをいたします。統一されることによって、その説明会を開催したということですが、説明会等において、自分たちのところは高いとか安いとか、そのような質疑はなかったもんですか。

○産業建設常任委員長(湯川逸郎君) その高いとか安いとかというのは、どの部門のことか、ちょっと内容的にわかりませんけど、この料金設定については、シミュレーションされた結果、約24議案ありました。そういうものは……説明会はなされておりません。

簡易水道は……。

〇議長(湯之原一郎君) 暫時休憩します。

(午後3時28分休憩)

○議長(湯**之**原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時29分開議)

○産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 先ほどの質問にお答えいたします。

質問の内容につきましては、上水道の説明会と簡易水道の説明会、両方を行っているのかという質問だったと思いますので、上水道におきましてはやっておりません。それから、簡易水道については、説明会を行っています。

それだけです。

- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑はありませんか。
- 〇14番(堀 広子君) お尋ねいたします。

先ほどの答弁の中で、料金を統一するにあたりまして、20年程度はこの料金でできると、いわゆる市民の負担を平準化させるのではないかということで、検討委員会への提案をいたしましたというご答弁がありました。この20年程度をもっと短いスパンの10年間とか、区切りをつけた形での提案をした場合と、この20年間の場合との水道料金の比較みたいな、シミュレーションが行われなかったのかどうかについての質疑等はなかったんでしょうか。

- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** この、先ほど私のほうが説明しましたように、ほかのことにつきましては、検討はなされておりません。その中で、先ほど述べました20年間、それで赤字になるという想定のもとで設定しておりますということだけしか聞いておりません。
- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) これで質疑を終わります。
- 〇議長(湯之原一郎君) 次に、議案第27号 姶良市簡易水道事業等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑ありませんか。
- **〇18番(森川和美君)** 1点だけお尋ねいたします。

合併して5年以内に料金を統一するということで、今回、その決断をされたことに敬意を表してい

るわけですが、そこで簡易水道のことについてお尋ねいたします。

委員長の報告の答弁の中で、簡易水道については、歳入、約3,000万に対して、歳出が約1億3,000万で、かなりの赤字であるということのくだりがあるわけですが、今回この簡易水道を料金を見直して、ある一定の受益者負担を求めることは、その簡易水道事業を維持していくためには、かなり大事なことなんですが、そこで、この改正によって、赤字幅がどれぐらい緩和されていくのかというご審議と、この料金設定で、まあまあ少しの赤字を抱えながら事業を進めていく、いつごろまでその維持ができるのかと、そういった議論はなかったのでしょうか。そういうふうに、そこの議論をお伝えください。

○産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 最初に、財政的な問題が出されましたが、財政的な20年のスパンの云々ということについては、内容的には審議しておりません。

それと……(「簡易水道じゃそれは違うんでしょ。それは上水道じゃないですか」と呼ぶ者あり) 簡易水道事業でしょう。(「今のは水道料金」「20年は上水道」と呼ぶ者あり)

〇議長(湯之原一郎君) 暫時休憩します。

(午後3時34分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時35分開議)

- **〇議長(湯之原一郎君)** 産業建設常任委員長、続けてください。
- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** 先ほどの歳出、1億3,000万円の審査の対象はなっていないのかということでしたが、このことにつきましては、審査しておりません。審査の対象となっておりません。

それから、料金の云々ということの赤字については、これも行っておりません。

○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) これで質疑を終わります。

委員長、降壇ください。

○議長(湯之原一郎君) これより議案処理に入ります。議案処理につきましては、1件ずつ処理して まいります。

議案第25号 姶良市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○8番(田口幸一君) 簡潔に申し上げます。

今回のこの上水道の料金の設置の統一については……(発言する者あり)外野からそんなに言わんでくださいよ。さっきから、おまんさぁ言うちょいやっど。(発言する者あり)はい、そのようにいたします。

それでは、この条例改正については、市民に、安全で安心で、そして清浄な水を提供できると、そして、市民も安心して水を提供していただいて生活ができると、だから、この条例改正は、私は時宜を得たものだと思って賛成いたします。

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) これで討論を終わります。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第25号 姶良市水道事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。
- **〇議長(湯之原一郎君)** 議案第26号 姶良市給水条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第26号 姶良市給水条例の一部を改正する条例の件は、 委員長報告のとおり原案可決されました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 議案第27号 姶良市簡易水道事業等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]
- ○議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第27号 姶良市簡易水道事業等の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長(湯之原一郎君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。 したがって、本日の会議はこれをもって散会とします。 なお、次の会議は3月25日午前10時から開きます。

(午後3時41分散会)